

【図表1「第3期スポーツ基本計画」の概要】

出所)スポーツ庁HP「第3期スポーツ基本計画の概要(簡易版)」

第3期スポーツ基本計画（概要）

【第2期計画期間中の総括】

- ① 新型コロナウイルス感染症：
 - ▶ 感染拡大により、スポーツ活動が制限
- ② 東京オリンピック・パラリンピック競技大会：
 - ▶ 1年延期後、原則無観客の中で開催

- ③ その他社会状況の変化：
 - ▶ 人口減少・高齢化の進行
 - ▶ 地域間格差の広がり
 - ▶ DXなど急速な技術革新
 - ▶ ライフスタイルの変化
 - ▶ 持続可能な社会や共生社会への移行

こうした出来事等を通じて、改めて確認された

- ・「楽しさ」「喜び」「自発性」に基づき行われる本質的な『スポーツそのものが有する価値』（Well-being）
- ・スポーツを通じた地域活性化、健康増進による健康長寿社会の実現、経済発展、国際理解の促進など『スポーツが社会活性化等に寄与する価値』

を更に高めるべく、第3期計画では次に掲げる施策を展開

1. 東京オリ・パラ大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に資する重点施策

<h4>持続可能な国際競技力の向上</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京大会の成果を一過性のものとせず、持続可能な国際競技力を向上させるため、NFの強化戦略プランの実効化を支援 ・ アスリート育成パスウェイを構築 ・ スポーツ医・科学、情報等による支援を充実 ・ 地域の競技力向上を支える体制を構築 	<h4>共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参画の促進</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京大会による共生社会への理解・関心の高まりと、スポーツの機運向上を契機としたスポーツ参画を促進 ○ オリパラ教育の知見を活かしたアスリートとの交流活動等を推進 	<h4>スポーツを通じた国際交流・協力</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京大会に向けて、世界中の人々にスポーツの価値を届けたスポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）事業で培われた官民ネットワークを活用し、更なる国際協力を展開、スポーツSDGsにも貢献（ドーピング防止活動に係る人材・ネットワークの活用等）
<h4>大規模大会の運営ノウハウの継承</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響下という困難な状況の下で、東京大会を実施したノウハウを、スポーツにおけるホスピタリティの向上に向けた取組も含め今後の大規模な国際競技大会の開催運営に継承・活用 	<h4>地方創生・まちづくり</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京大会による地域住民等のスポーツへの関心の高まりを地方創生・まちづくりの取組に活かし、将来にわたって継続・定着 ○ 国立競技場等スポーツ施設における地域のまちづくりと調和した取組を推進 	<h4>スポーツに関わる者の心身の安全・安心確保</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京大会でも課題となったアスリート等の心身の安全・安心を脅かす事象に対応するため、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練中傷や性的ハラスメントの防止 ・ 熱中症対策の徹底など安全・安心の確保 ・ 暴力根絶に向けた相談窓口の一層の周知・活用

2. スポーツの価値を高めるための第3期計画の新たな「3つの視点」を支える施策

<h4>スポーツを「つくる/はぐくむ」</h4> <p>社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれず柔軟に見直し、最適な手法・ルールを考えて作り出す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 柔軟・適切な手法や仕組みの導入等を通じた、多様な主体が参加できるスポーツの機会創出 ◆ スポーツに取り組む者の自主性・自律性を促す指導ができる質の高いスポーツ指導者の育成 ◆ デジタル技術を活用した新たなスポーツ機会や、新たなビジネスモデルの創出などDXを推進 	<h4>スポーツで「あつまり、ともに、つながる」</h4> <p>様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、ともに課題に対応し、つながりを感じてスポーツを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 施設・設備整備、プログラム提供、啓発活動により誰もが一緒にスポーツの価値を享受できる、スポーツを通じた共生社会の実現 ◆ スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係団体等の連携・協力による我が国のスポーツ体制の強化 ◆ スポーツ分野の国際協力や魅力の発信 	<h4>スポーツに「誰もがアクセスできる」</h4> <p>性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違い等によって、スポーツの取組に差が生じない社会を実現し、機運を醸成。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 住民誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供 ◆ 居住地域にかかわらず、全国のアスリートがスポーツ医・科学等の支援を受けられるよう地域間連携の強化 ◆ 本人が望まない理由でスポーツを途中で諦めることがない継続的なアクセスの確保
---	--	---

【図表2「文化芸術推進基本計画(第2期)－価値創造と社会・経済の活性化－」(概要)より抜粋】

出所)文化庁HP

重点取組	主な取組例
1. 第2期計画における重点取組：心豊かで活力ある社会を形成するため「文化芸術と経済の好循環」を実現すべく7つの重点取組を推進	
1. ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化芸術水準の向上 ・ 文化芸術分野の活動基盤強化 ・ 文化芸術団体等の自律的・持続的な発展に資する支援の実施 ・ 文化芸術創造エコシステムの確立 ・ 我が国のアートの持続的発展の推進 ・ 映画・マンガ・アニメーション・ゲーム等のメディア芸術の振興 ・ ナショナルセンターとしての国立文化施設の機能強化 ・ 文化施設の運営等におけるPPP/PFI活用等による官民連携の促進
2. 文化資源の保存と活用の一層の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「文化財の匠プロジェクト」の着実な推進 ・ 文化財の保存に関する集中的な取組 ・ 我が国固有の伝統芸能をはじめとする無形の文化財の保存・活用 ・ 地域の伝統行事等の振興と次世代への着実な継承 ・ 近代建築の保存・活用の推進等による建築文化の振興
3. 文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校における文化芸術教育の充実・改善と我が国の伝統文化の継承 ・ 子供たちが、文化芸術・伝統芸能等の本物に触れることができる鑑賞・体験機会の確保 ・ 文化部活動の円滑な地域連携・移行の促進
4. 多様性を尊重した文化芸術の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性別、年齢、障害の有無や国籍等にかかわらず活動できる環境の整備 ・ 共生社会の実現に向けた障害者等による文化芸術活動への参画の促進 ・ 外国人に対する日本語教育の水準の維持向上による、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境整備 ・ 文化芸術活動の推進に当たっての多様な財源の確保方策の促進
5. 文化芸術のグローバル展開の加速	<ul style="list-style-type: none"> ・ トップアーティスト等のグローバルな活動の支援を含む戦略的な文化芸術の海外発信 ・ 「日本博2.0」の推進をはじめとする世界中の人々を惹きつける開かれた文化芸術の拠点形成に向けた環境づくり ・ CBXによる海外展開の推進 ・ 世界の様々な国や地域を対象とした国際的な文化交流の充実 ・ 気候変動や持続可能な開発といった地球規模の課題への文化芸術政策としての対応
6. 文化芸術を通じた地方創生の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国の博物館・美術館等の機能強化・設備整備の促進 ・ 全国の劇場・音楽堂等の機能強化・設備整備の促進 ・ 文化観光拠点・地域や「世界遺産」、「日本遺産」等の文化資源を最大限活用した文化観光の推進 ・ 地方における文化芸術公演の積極的な展開の支援 ・ 食文化をはじめとする生活文化の振興 ・ 地域における文化芸術振興を推進する人材の育成と体制の整備・構築 ・ 公共空間等のアーティスト等への開放
7. デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急速に進化するデジタル技術を活用した文化芸術活動の推進 ・ DX時代に対応し、権利保護と利用の円滑化を踏まえた著作権制度・政策の推進によるコンテンツ創作の好循環の実現 ・ 文化芸術のデジタル・アーカイブ化の促進、デジタル技術を用いた文化財の保存・活用 ・ 文化芸術と科学技術をつなぐ研究開発の促進

【図表3「地域における共生推進プラン」の改定内容】

出所)総務省HP「地域における多文化共生推進プラン(改訂)(令和2年9月)(概要)」

「地域における多文化共生推進プラン」改訂のポイント

令和2年9月10日
自治行政局国際室

- 経緯
 - 「地域における多文化共生推進プラン」は、地方公共団体における「多文化共生(注)の推進に係る指針・計画」の策定に資するため、総務省が策定 ※現行プランは、日系南米人等の外国人住民の増加を背景に、平成18年3月に初めて策定
 - 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化を踏まえて、今回改訂

※改訂に当たって、「多文化共生の推進に関する研究会」(座長:山脇 啓造 明治大学教授)を昨年11月から本年8月までに9回開催。有識者や出入国在留管理庁等の関係省庁から聴取を行い、地方公共団体における多文化共生施策のあり方について検討【別紙1参照】

(注)「多文化共生」:国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

- 改訂のポイント【別紙2参照】
 - 多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築
 - ・ 外国人住民を地域社会の一員として受け入れ、人の交流やつながり、助け合いを充実するための環境を整備し、多様性と包摂性のある社会を実現することにより、ポストコロナ時代の「新たな日常」を構築
 - ・ ICTを積極的に活用し、行政・生活情報の多言語化を推進
 - ・ 「日本語教育の推進に関する法律」(令和元年法律第48号)に基づき、地域の状況に応じた日本語教育を推進
 - ・ 災害発生・感染症拡大に備えた情報発信・相談対応の体制を整備
 - 外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献
 - ・ 外国人住民と連携・協働し、外国人としての視点や多様性を活かして、地域の魅力発信、地域産品を活用した起業、地域資源を活用したインバウンド獲得等の取組を推進
 - ・ 高度な専門性や日本語能力を身につけ、日本社会を深く理解する留学生の地域における就職を促進
 - 地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保
 - ・ 外国人住民が、主体的に地域社会に参画し、自治会活動、防災活動、他の外国人支援等の担い手となる取組を促進
 - 受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現
 - ・ 外国人住民に対する行政サービス提供体制の整備、国や企業と連携した労働環境の確保を推進することにより、都市部に集中しないかたちでの外国人材の受入れ環境を整備

今後、総務省は、地方公共団体において、今回改訂したプランを参照して、地域の実情を踏まえた「多文化共生の推進に係る指針・計画」の見直し等を行い、多文化共生施策の推進をすることを促進

【図表4「東京都多文化共生推進指針」の概要】

出所)東京都生活文化スポーツ局HP「東京都多文化共生推進指針(概要版PDF)」

趣旨・背景 ※約3か月以上在住かつ住民基本台帳に登録

東京の在住外国人*＝約45万人(都人口の約3.3%)
⇒東京2020オリンピック・パラリンピックに向け今後も増加予想

2020年以降も東京がグローバル都市として持続的に発展するため、外国人が日本人と共に東京の一員として活躍していくことが必要不可欠

「地域において共に生活する」従来の多文化共生の考え方を発展させ、「東京で共に活躍する」という新たな考え方に立った多文化共生推進指針を策定
⇒推進の基本的な考え方及び施策の方向性を示す。

基本目標 「多様性を都市づくりに活かし、全ての都民が東京の発展に向けて参加・活躍でき、安心して暮らせる社会の実現」

<h4>施策目標1</h4> <p>日本人と外国人が共に活躍できる環境の整備</p> <p>外国人が能力を最大限発揮し活躍できる環境を整備し、また住民の一人として外国人の地域社会への参加を促進していく。</p>	<h4>施策目標2</h4> <p>全ての外国人が安心して暮らすことができ、また生活をより楽しむために必要なサポートの充実</p> <p>教育・医療・防災など生活全般に関する情報だけでなく、観光・芸術・文化・スポーツなどの情報を提供するなど、安心して生活でき、かつ東京での生活をより楽しめるようにする。</p>	<h4>施策目標3</h4> <p>グローバル都市にふさわしい、多様性を尊重し、共に支え合う意識の醸成</p> <p>日本人と外国人双方の異文化理解を促進するとともに、お互いを尊重し、責任を自覚しながら共に支え合う意識を醸成する。</p>
<h4>施策の展開例</h4> <ul style="list-style-type: none"> ● 外国人の次世代育成 ● 日本語学習支援の充実 ● 留学生等外国人の就業・起業支援 ● 外資系企業の東京進出支援 ● 地域活動やボランティア等への参加促進 	<h4>施策の展開例</h4> <ul style="list-style-type: none"> ● 生活情報や防災情報等の一元的な提供 ● 医療機関等における外国人対応等の強化 ● 交通機関等の多言語対応の充実 ● 母国と同等の教育を実施している教育機関の情報提供 ● 区市町村の実施する外国人支援施策の充実支援 ● 東京の生活をより楽しむための情報提供 ● 地域活動やボランティア等への参加促進<再掲> 	<h4>施策の展開例</h4> <ul style="list-style-type: none"> ● 多様な価値観を受け入れる意識の醸成 ● 人権尊重意識の醸成と国内外への発信 ● 世界で活躍できる人材の育成に向けた教育の充実 ● 日本人と外国人との交流の場の拡充

多文化共生社会実現のための各主体の役割

東京全体での多文化共生社会実現に向けた行政等各主体の役割の明確化など

推進のための基盤整備

都の多文化共生推進の中核である東京都国際交流委員会を再構築し、情報提供・相談機能を整備

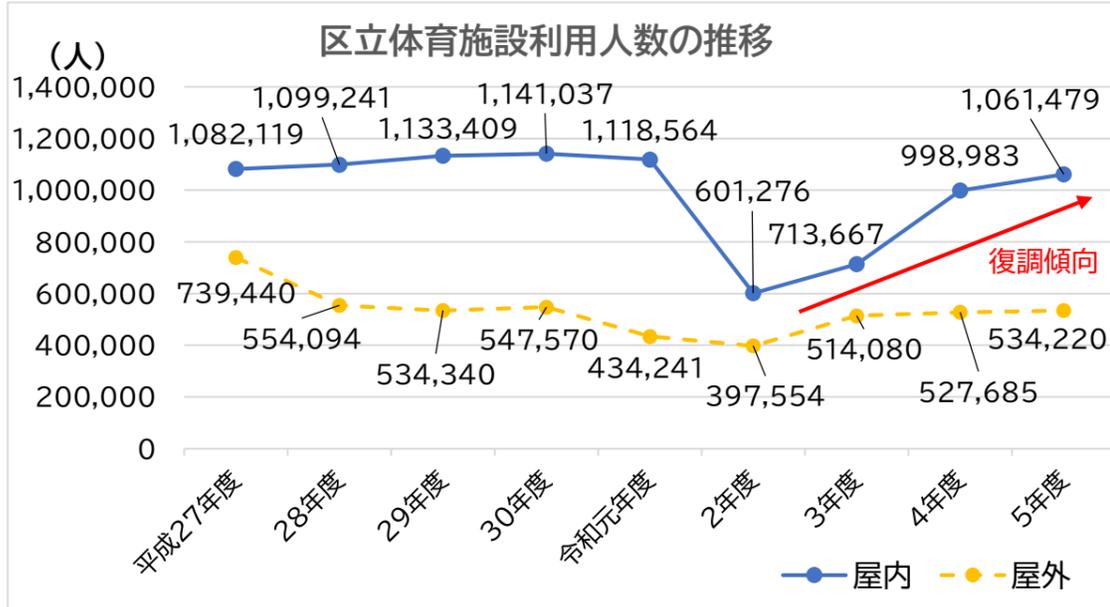
区市町村、区市国際交流協会、支援団体等との情報共有・連携により、総合的なサポート機能を強化

多様なニーズに対応するため、包括的にコーディネートする人材の育成

【文化・スポーツ分野】政策分野別検討シート（データ編） 2 / 2

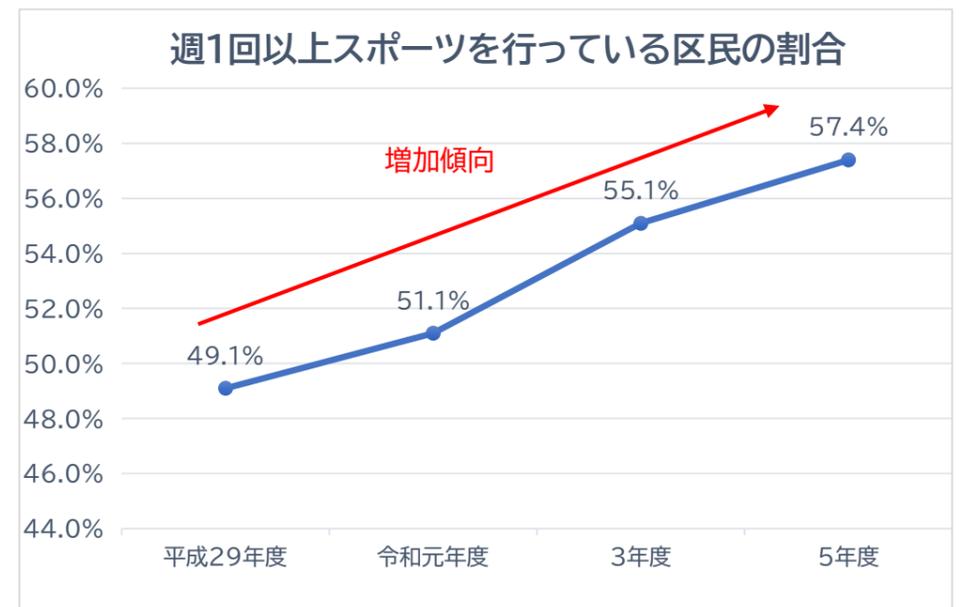
【図表5「区立体育施設利用人数の推移」】

出所)板橋区資料



【図表6「週1回以上スポーツを行っている区民の割合の推移」】

出所)板橋区区民意識意向調査



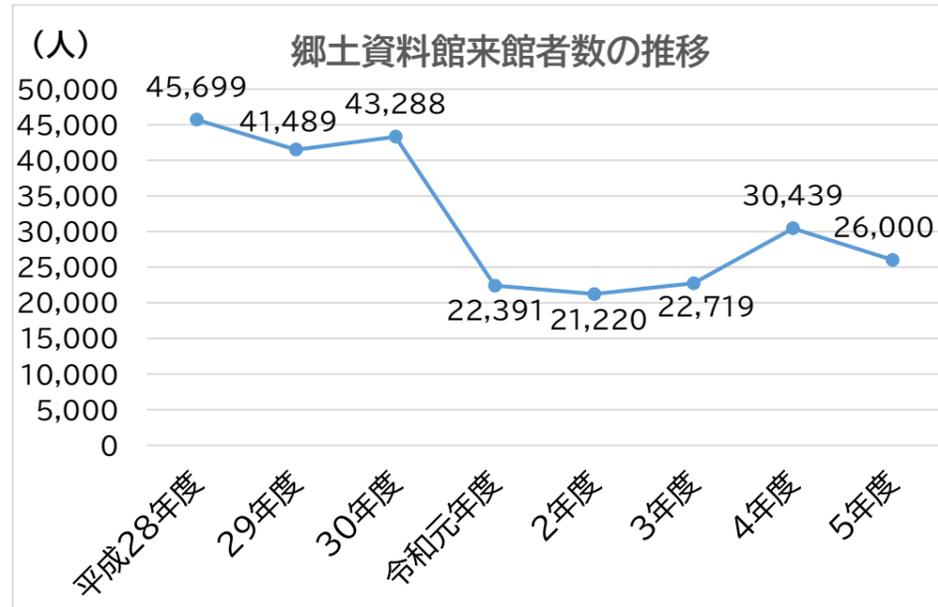
【図表7「区立美術館の来館者数推移」】

出所)板橋区資料



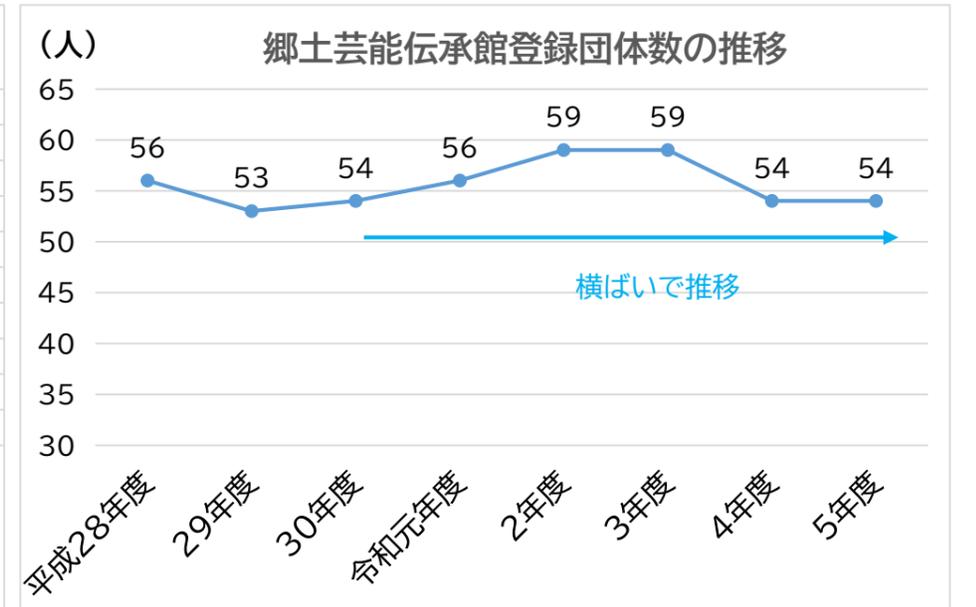
【図表8「郷土資料館来館者数の推移」】

出所)板橋区資料



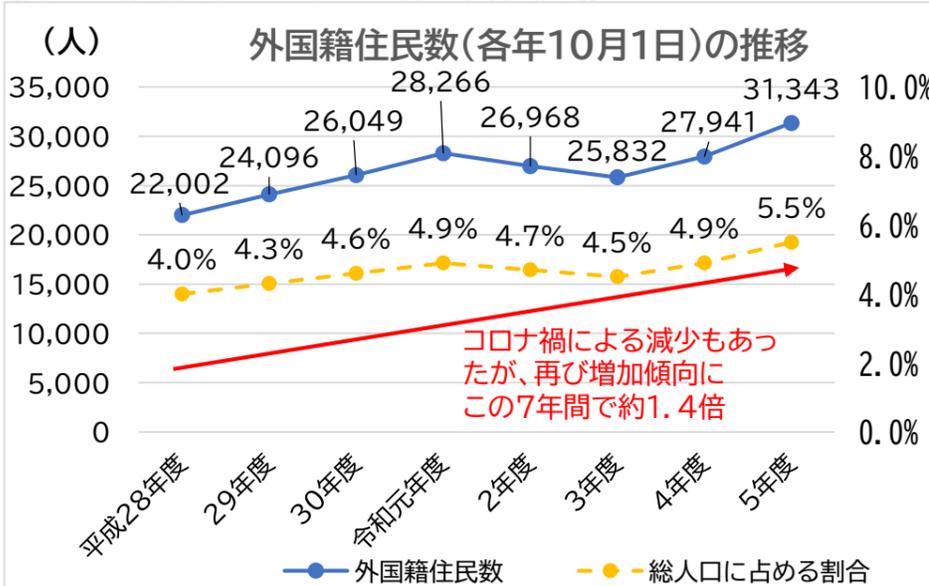
【図表9「郷土芸能伝承館登録団体数の推移」】

出所)板橋区資料



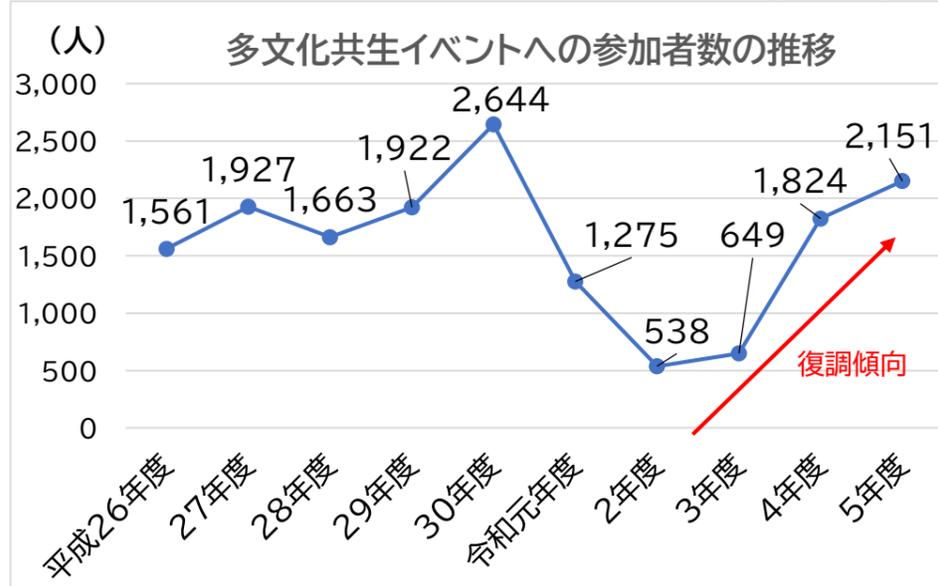
【図表10「外国籍住民数および総人口に占める割合の推移」】

出所)板橋区資料



【図表11「多文化共生イベントへの参加者数の推移」】

出所)板橋区資料



【図表12「板橋区平和のつどい」参加者数の推移】

出所)板橋区資料

